

第四十六回国会 社会労働委員会 議 録 第五十四号

昭和二十九年六月十一日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 井村 重雄君 理事小沢 辰男君

理事 龜山 孝一君 理事森谷 直藏君

理事 田中 正己君 理事河野 正君

理事 小林 進君

伊東 正義君 浦野 幸男君

大坪 保雄君 熊谷 義雄君

小宮山重四郎君 竹内 黎一君

地崎宇三郎君 中野 四郎君

西岡 武夫君 西村 英一君

橋本龍太郎君 松山千恵子君

粟山 秀君 渡邊 良夫君

亘 四郎君 高田 富之君

滝井 義高君 八木 一男君

八木 昇君 吉村 吉雄君

本島百合子君 吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 小林 武治君

出席政府委員

厚生政務次官 砂原 格君

厚生事務官 鈴木 信吾君

(援護局長)

厚生事務官 八木 哲夫君

(援護局長)

専 門 員 安中 忠雄君

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

○田口委員長 これより会議を開きます

内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。橋本龍太郎君

○橋本(龍)委員 このたび、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正案が審議をされますことになりました。この機会に、厚生大臣並びに厚生省当局に幾つかの点で御質問をさせていただきます。

第二次世界大戦が終結いたしましたから、もはやこれで十九年間、それこそ長い、苦しいいくさもはや国民の頭から次第に薄れてまいりました。戦後の苦しい期間を切り抜けてまいりました。政府も現在では所得倍増をうたい、高度経済成長を唱えて、国民もまたいわゆるレジャーブームを心から謳歌しておるのを見えますけれども、

その悲劇から抜け出すこともできず、一家の柱となる人を國のために失いながら、何ら援護の手を差し伸べていただけない、いくさの悲劇をのり、一片の法律の条文のために苦しい生活をいまなおしている、世間の無情を恨みながら、それでもなお、いつかは政府が必ずわれわれを救ってくれるに違いないと、一片の希望にしがみついている。一刻でも早い救いの手を待っている方々が全国にはなお多数おられること、これは当局も十分御存じのことだと思

います。今回の改正によりすると、戦傷病者戦没者の遺族の処遇がかなり改善されることになると思いますが、

も、それでもなお、あるいは微用工、あるいは勤労学徒等、こうした方々の犠牲者に対する処遇、これは軍人軍属の御遺族の処遇に對してなお非常に劣っておると思えます。戦いに参加した資格は異なるかもしれませぬけれども、國の命令によって國を愛し、國を守ろうという一念から死地におもむいて犠牲となつた方々に対して、軍人軍属の御遺族の処遇と區別をつけることは、これは本来非常におかしなことでは

ありません。なおこの点に今後改正をする余地が十分残されておると思えますけれども、厚生省は、今後ともこの法律の改正を行なつて、少しでもたくさんの方々を救おうという意思があるかどうか。特に、明年は終戦後二十周年にも当たることでもありますし、これ以上この問題を放置することは、国民感情の上から言つても非常に残念なことだと思えます。すみやかに根本的な施策を確立して、戦争犠牲者問題の徹底的な解決をはかることを最も必要なことだと思えますけれども、厚生大臣にかわり、政務次官から代表して御答弁をいただきたいと思ひます。

○砂原政府委員 橋本委員の御意見、しごくごもっともでございます。その問題に對しては大臣が出ましてお答えをするはずでございますが、本委員会に差しつかえがございますので、私が大

臣の気持ち率直にお答えを申し上げます。

御意見のとおり、大東亜戦争後の遺族の処遇につきましては、これまで、与野党の皆さんの一致した感謝の気持ちとその遺族の処遇についてのあらゆる手段は講ぜられてまいつたのでございます。國の経済の成長とにらみ合わせまして、同時に、これまで定められました法のワクで縛られて、拡大了解をしても、現地で戦死せられた方

あるいは内地におる場合との処遇がまだ十分でないということは、御説のとおりでございます。ことに準軍属の処遇等については、いろいろ社会悲劇も起こつておるものがたくさんあるので、こうした面についても、今後、及ばざるところにはもつとも、委員の諸先生方の御意見を伺いながら、國としてはこれに大幅な改正を順次行なつていきたいと考えております。

○橋本(龍)委員 いま政務次官から御答弁をいただきましたけれども、戦後二十年を間もなく迎えようとする今日、わが國の経済が、少なくともこのように犠牲になられた方々、御遺族に對して、その生活の安定をはかる、ぐらゐの資力にはもはやできたとおられます。その法案の整備その他は立法府の責任でありましようけれども、行政当局のほうとしても、できる限りの方法を講じて、一人でも多くの方々を救うようにお手配をいただきたいと思ひます。

それで今回、軍人軍属の公務傷病範圍の拡大を行なわれましたことによつて、どのような方々が何人ぐらい救われると計算しておられるか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○鈴木政府委員 今回の公務傷病の範圍の拡大によりまして救われますのは、第一が、従来大東亜戦争中におきまして軍人及び準軍人の方についてたけそういう取り扱いをしておつたのでございますが、これを軍属の方にも広げておるわけでありませぬ。さらに、従来大東亜戦争中に限つておりました、そういうような取り扱いを、日華事変まで広げて軍人軍属を取り上げる。さらに、その期間中の負傷または疾病によりまして、いわゆる六項症以上の障害を有する方につきまして障害年金を支給する。結局、いま申し上げたことによりまして、一つは大東亜戦争中の軍属を救済したこと、それから支那事変にさかのぼりまして軍人軍属を救済し、しかも障害年金にまで拡大した、こういうことが今回の改正の要点になつておるわけでありませぬ。

これによりまして、対象人員としましては、障害者が約四百四十名、遺族につきましては約六千八百名が救済されることになるわけでございます。

○橋本(龍)委員 ただいま日華事変まで範圍を拡大したというお答えがありました。私は、この点ちょっと納得がいきませぬ。わが國では、確かに日華事変と第二次世界大戦、いわゆる大東亜戦争を分けて考えておりますが、世界の通念からいけば、これは両方とも第二次世界大戦という一つの大きな世界戦争の一環として数えられておるものでありますから、日華事変中の傷病による遺族年金あるいは障害年金を、大東亜戦争における犠牲者の方々の六割と定めた理由を伺いたいと思ひま

ておるようでございますので、そういう地域につきましても、今後また引き揚げが逐次ふえるのではないかと、いふに予想しております。

それから、こういう引き揚げの方の受け入れにつきましては、せっかく帰ってきてもなかなか内地における生活がうまくいかない、あるいはききょうだいの折り合いがうまくいかないとかいうトラブルも若干ございますので、そういうことがないように、できるだけ生業のあっせん、そのための資金の貸し付け、あるいは住宅のあっせんに、そういうことにつきまして最善の努力を払っていきたくと思えます。

○橋本(電)委員 今日、いまだに生死不明のままに未帰還者として扱われておる方々、またそうした方々を持つ御家族の心境というものは、これは察するに余りあるものと言わなければなりません。政府として、このような未帰還問題というものを今後どのように処理していくか、おつくりか、これは厚生大臣からお答えをいただきたいと思えます。すでに十九年を経過した今日、いまだに生死不明のままに、それこそ宙に浮いたままになっておられる方々の処遇、これは当然国として最大の努力を尽くしてこの方々の安否を知り、またそれによって現在未帰還者として扱われておられます方々の御家族に対してそれ相応の処遇をいたさねばならぬと思えますので、この点は、大臣からはつきりしたお答えをちょうだいしたいと思います。

○小林國務大臣 政府としては、未帰還者の状態の把握とまた帰還の促進ということにつきましてはあらゆる手を使っておるのでございまして、

事国と外交折衝することはもちろん、赤十字ルートを通じていろいろと話し合いを続けてきたのでありますが、対外折衝の問題につきましては、いろいろの国際情勢のために急速な打開ができない状態でおります。しかし、お話しのように、これらの遺家族の關係につきましても、お話しのこととお話しのことと存するものでありまして、できるだけの手を従来とも尽くしてきておるのであります。今後とも帰還等についての努力をいたすとともに、これらの遺家族の援護ということについては格段の注意をいたさなければならぬ、かように考えております。

○橋本(電)委員 最近になりまして、關係者の方々の非常な御努力の結果、中共地区への墓参が実現をいたしました。また先日ソ連のミコヤン第一副首相の来日によりまして、その際、また關係者のお話し合いにより、それこそ幽霊、色丹の墓参も実現しそうな傾向にあります。なお、忘れてはならないものとして、旧満州地域には非常に多数の死没者がありましたにもかかわらず、これらの御遺骨をいまだに収集することができず、依然異郷の地に放置されたままになっております。これらの御遺骨を収集して故国へ持ち帰り、その魂を慰めることはわれわれの責務だと考えますけれども、この御遺骨の収集に関して政府はどのようにお考えになっておられるのか、大臣からお答えをいただきたいと思えます。

○小林國務大臣 他の地域はともかくといたしまして、旧満州地域につきましてはほとんど手がつけられておられない、こういう状態で、政府としてもこの点を非常に残念に思っておるのであ

りまして、旧満州地域の問題につきましても、ソ連の参戦による戦禍とこれに続く引き揚げの途中で約二十万人の死没者がある、こういうことを考えておるのでございまして、その遺骨の大部分は持ち帰られておらないのでございまして、その埋葬の状況もほとんど不明である、こういうことであります。このように満州地区につきましても、墓地の資料がないので、個々の墓に墓参をするというようなことも考えられないのであります。遺骨収集及び現地追悼を行なうにつきましては、いろいろの状況を勘案して検討をいたしておりますが、まだ目算がついておらない、こういう状態でありまして、中共地区の墓参も一応実現した、こういうこともありますので、統いてこれらの問題の緩和と申しますか、解決につきましても努力を傾けたい、かように考えております。

○橋本(電)委員 大臣が何か十一時半までということですので、とりあえず大臣に対しての御質問はこれでとめさせていただきます。ただ、これは最終的に結論で申し上げようと思っております。この際、大臣に聞いておきたい点をお知らせいたします。

現在、次第に日本が復興してまいりますにつれて、この遺族援護という問題は次第に国民の脳裏から薄れつつあるように思えます。しかしこれは決して終わってしまった問題じゃない。いまだに問題点が多数残っております。現在、援護法というものがあんながら、その適用範囲にたまたまひっかからぬために、いろいろな事情でいまだに何ら國から援護の手を差し伸ばして

もらえない気の毒な方々、これも全国にはまだまだたくさん残っておりますし、また適用範囲にありながら、軍人軍属の御遺族、準軍属の方々、あるいは学徒動員、あるいは徴用工等でなくなられた方々の御遺族に対する処遇というものは、相当な開きがあります。本来、同じ自分の國を守る、自分の國のためにという事で戦ってなくなられた方々に対して、こうした差別というものが残されておるといふことは非常に残念なことですし、この点にもまだ改正すべき余地が残っております。その他先刻お尋ねをいたしました未帰還者の問題、あるいは海外に放置されたままになっておる御遺骨の収集、こうした問題がまだずいぶん残っております。もはや戦後ではないといふことばが聞かれましたからずいぶんになる今日ですが、こうした問題でこうした質問をいたさなければならぬといふことは、これは非常に残念です。明年で戦後二十周年にもなることだし、これ以上この問題をあとに残すことなしに、まづ悔いを残さぬで済むように、政府として根本的な施策を確立して、こうした問題を一日も早く解決していただくように、この際お願いをいたしておきます。——大臣には、参議院のほうの時間がございますから、けっこうです。

○小林國務大臣 私から一言申し上げておきますが、これはお話しのとおりでございます。戦争の犠牲者の援護といふものにつきましては、なかなか簡単に解決できる問題ではございません。毎年いろいろな問題を、補充的と申しますか、こういうふうな改正を願っておるのであります。これらの方々の間に権衡をとるといふことは非常

に大きなことでありまして、これはいろいろの御意見を総合いたしました、続いてひとつぜひこれらの改善をはからなければならぬ。私、大臣になりましてからも、これらの問題に対する投書が一番多いのでありまして、これらの個々の問題につきましても私はそのつど關係局に特別な配慮を願っております。こういうことでありまして、まだまだいろいろの問題が残っております。よく存じておりますので、続いて私はずいぶんこれらの改善をして、少しでも遺族その他について、お慰めと申すか、御満足を得るような措置をとらなければならぬといふことを、かたく決心しておることを申し上げておきたいと思えます。

○橋本(電)委員 大臣、政務次官がおられますので、援護局長にお尋ねをいたします。今回の改正で新たに遺族一時金という制度が定められます。この一時金というものは、どのような方々を相手にして支給することを目算として考えられたのか、またこの恩典に浴する方々の見積もりを伺いたいと思えます。

○鈴木政府委員 今回、遺族一時金の支給の対象にいたしますのは、従来公務傷病という立証がつかない方で、遺族年金を受けられないような方を救いたいという気持ちからこの制度を提案申し上げておるわけであります。対象となられますのは、二種類ございまして、第一は、支那事変以後に公務傷病にかかられた方が、退職後二年、結核と精神につきましては六年以内で死亡された場合でありまして、いわゆる併発傷病による死亡という場合にこれ

に大きなことでありまして、これはいろいろの御意見を総合いたしました、続いてひとつぜひこれらの改善をはからなければならぬ。私、大臣になりましてからも、これらの問題に対する投書が一番多いのでありまして、これらの個々の問題につきましても私はそのつど關係局に特別な配慮を願っております。こういうことでありまして、まだまだいろいろの問題が残っております。よく存じておりますので、続いて私はずいぶんこれらの改善をして、少しでも遺族その他について、お慰めと申すか、御満足を得るような措置をとらなければならぬといふことを、かたく決心しておることを申し上げておきたいと思えます。

を対象にしております。それからもう一つは、戦地勤務を六カ月以上やらせられて、やはり復員後に一年、結核、精神につきまは三年以内になくなられた方、こういう方を対象にいたしてあります。いずれもこういう方々は、公務による傷病という証明がはっきりつかないわけでありまして、それぞれ支那事変以後の勤務あるいは戦地勤務というものが、御本人の傷病にある程度の影響を与えておるのであると推測される方々であります。

これらの条項に該当される方の予想であります。一応われわれが予想しておりますのは、第一に併発傷病による死亡者が千四百九十人、それから戦地勤務六カ月以上で、復員後一年以内で死亡された方というのは九百三十人というふうに予想しております。

○橋本(三)委員 その遺族一時金の支給額、これは十万円と定められているようにありますが、これはどうも、いま言われたような事例の方々に報いるに足らない、いまの物価からすると、はた軽少に過ぎるのじゃないか、そんな気がいたしますけれども、この十万円と定めた算定基礎はどういう点から生み出されたのか。これは簡単に申し上げます。

それと同時に、この支給方法は、一時に一括して払われるのかあるいは特別給付金等と同じように国債等で支給をされるのか、この支払い方法についてもなお答えをいただきたいと思っております。

○鈴木政府委員 遺族一時金の額を十万円といたしておりますのは、他の給付等との均衡からいたしまして、十万円程度が一番妥当であろうということ、また支給の方法でございますが、これは一時に現金で十万円支給するということについては、本年の一月七日の閣議で決定されました戦没者に対する叙位叙勲、これはどうも世にいろいろな批判もあるようであり、また特に野党の一部には相当むずかしい議論もあつたように伺っておりますけれども、全国の遺族の方々は、国がようやく、自分たちの子供の、あるいは夫、あるいは父親の、国に對してさげすまれた、精神的に認められてきたということ、精神的に喜んでおられるわけであり、援護法の制定のおかげで、不満ながらも物質的には一応国が援護の手を差し伸べてくれたけれども、精神的には何らわれわれの不満を満たしてくれないという非常に満足しておられなかった御遺族の方々に對して、この戦没者叙勲の処置というものは、国として戦没された方々に對して示し得るきわめて数少ない精神的な感謝と、それから申意を表する方法であった。卓上のしちめんどうくさい議論、あえて申し上げれば空論にひとしいような反対論は抜きにして、非常に意義のあることだと私は考えておりますけれども、この事務が非常におくれているのではないかと、新聞で叙位叙勲ということが報道されたにもかかわらず、私のところには何も通告がないけれども、私の父親、あるいは私の子供はこのごさたから漏れているのだろうか、そういう御不満を私どもはときどき聞かされることあります。そうした方々の不安を除くた

めにも、この事務が現在どの程度進行しているか、その進捗の順序、いつごろまでにこの作業が全部完了して御遺族の方々に御納得をいただけるのか、こうした今後の見通しについて、局長からお答えをいただきたいと思っております。

○鈴木政府委員 お答えいたします。戦没者に対する叙勲の事務でございますが、これは本年の四月二十五日に、第一回一万百七十七名を発売いたしました。第二回は五月三十日に五千四百二十七名ということで、合計一万五千六百四十四名を現在までに発売いたしましたわけでありまして、御承知のように、すでに戦後二十年近くたっておりますので、戦没者叙勲の仕事はむしろおそきに失したという考えで、われわれは急いでやりたいというつもりでありますが、何ぶんにも二百万をこえる多数の方々がござりますので、相当馬力をかけても五年はかかるということ、本年度は二十万をとりあえず予定しておりますが、この二十万をやるのにもかなりの努力を要するという見通しであります。ただ、遺族の方々のお気持ちもわれわれは十分わかりますので、一刻も早くやりたいということ、努力しております。一応予定としましては五年ということになっております。

それから手続の順序でございますが、これは発売の内部手続の終わっている人が約百万ござりますので、これはもうすでに終戦前に手続を一応いたしておりますが、そういう方々を先にやる。それから原則として下級のほうから先にやるということで、第一回、第二回は大団長、下士官、准士官、いわゆる将校でない方を先にやっております。

わけでありまして、そういう方を先にし、それから死亡時期の早い人から先にやるということを進めておりますが、大体の予定はそういうことになっております。

○橋本(三)委員 その五年の日数は少しでも縮めていただきたいと思います。ただ御努力をいただきたいと思います。そして、その戦没者叙勲に就いて現在お全国的な遺族の方々が非常に熱望しておられる問題、これはもう当然御承知のことと思っておりますけれども、靖国神社の國家護持の問題並びに祭料の問題が御承知のことです。私どもは、靖国神社の國家護持という問題は、これは少なくとも第二次世界大戦の最中に我が國民に對して約束されたこととして、実行するのが当然のことだと思っております。いろいろな御議論もあるようですが、なお非常に根強い反対論もあるようです。これを議論したいと思います。非常にもかかるとも思いますが、非常にもかかるとも思いますが、尋ねておきたいと思っております。

この問題は、全国の遺族の方々の非常に熱望しておられること、私どもも、そのお気持ちには無理もないことだと思っております。よくわかるつもりでおりますけれども、何か仄聞するところによりまして、当局としては、昭和二十七年当時弔慰金として出された五万円というものが、現在要求をされている祭料と同じ性格のものであるならば、祭料と同一性格のものである祭料という名前が、一部特定の宗教の宗教的行事を思わせるような名前であるから、おもしろくないというようにならざるを得ないと思っております。

○砂原政府委員 御指摘の祭料の問題につきましては、いろいろな面から議論がかわされております。実際問題といたしましては、やはりこうした犠牲者の方々に對しては、何とか処遇をいたしたいという気持ちは十分政府のほうも持っております。ところが、ただその運営の面についていろいろむずかしい問題が出てくるのでございまして、なお御指摘の方向に沿うよう十分検討をいたしたいと考えております。

○小沢(長)委員 政務次官、私、この祭料問題というのは前からありますから、この点でいま橋本先生の質問に關連して申し上げたいのです。關連がないようではありますけれども、先ほど事務局が答弁したことに關連して少し進めていきたいのですが、公務性の立証が困難な死亡した軍人属の遺族に對して一時金十万円をやる、こういう政正があるわけですか。一時金十万円については、これはどういう根拠で計算をされたかわかりませんが、大蔵省もいろ

におきまして委員会提出の法律で、与野党一致の発案でできたものでございませぬ。この戦傷病者特別援護法の改正というものは、その当時予算に影響ないように、いろいろな法律の中にありまして戦傷病者援護法の関係のものに集めまして一つの単独法にしたという意義はあつたわけでございますが、この前当委員会でもつくりましたときは、あまり具体的な前進はなかつたわけでございます。しかし、私は非常に大きな前進だと思っております。この法律の第一条、目的という条項でございませぬ。この中には「国家補償の精神に基づき」ということをうたつてある。これは、この戦傷病者特別援護法を予算に影響しないようにつくるために、いままであちこちにありましたが、いままでとちがひで、内容としてはたいして前進はなかつたのですが、この援護法を当委員会委員提出で与野党一致でやりました意義は、むしろ第一条の「国家補償の精神に基づき」ということをはっきり貫いたというところに私はあると思つております。この点の認識を、これは議員立法でございませぬので、以来政府はどうかうふうに考えておられるか、私の考えに間違いがないか、法の施行、運用に当たる政府の見解をまず承つておきたい。

○砂原政府委員 御指摘のとおりだと考へております。
○小沢(辰)委員 そこでそのときに、法律の条文で第二十三条、これを入れることにつきまして、当時いろいろな大蔵省方面等の意見もございまして、これが単独立法でありましたものを、ここへ入れる際に、特に予算の点も考へまして、第四項で「運輸大臣が定める」という、あの単独法の規定そのままをこへ持つてこざるを得なかつたわけでありませぬ。しかしながら、第一条で「国家補償の精神に基づき」とあるわけですから、したがつてこの二十三条の運用にあたり、あるいは將來の改善にあたりましては、そういう精神を貫いたこの戦傷病者に関する運賃の減免というものについては、はつきりした政策をとつていただきたい。ところが、今年度予算要求をされなかつた。そこで来年のことにつきまして、ひとつこの法律に入れた意義を十分よく厚生省も考へていただいで、厚生省から、この援護法の施行に要する経費として、ぜひひとつこの二十三条を実施するために必要な経費を予算要求し、そうしてこの法律制定の趣旨に合うように、はつきりとしていただきたいという点が一つでございます。この点については、法文の書き方も前の単独法そのままを持ってきたものから、当然予算がとれば修正をしなければいかぬ点もあると思つて。けれども、これについて厚生省がみずから積極的にお世話をする意図があるのか、いや、実はあれは国鉄の問題ですから、私どもは実はもう向こうへまかしておきますというふうな感じではなからうかと思つております。この点をひとつはつきりさしていただきたい。

○鈴木政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますが、従来運輸省の予算で処理しておつたわけでありませぬ。この問題に關しまして、経費の問題、それから事務費の問題をめぐりまして、大蔵省当局、厚生省当局、及び運輸省当局と、あるいは内閣法制局と、関係官庁の間にいろいろ折衝もいたしておるわけでありませぬ。事務費の問題等につきましても、かなりいろいろな折衝がございまして、また、大蔵省内部におきましても、いわゆる運輸省の担当官と厚生省の担当官との意見が必ずしも一致しないというふうな面もございまして、いろいろ問題があつたわけでありませぬ。われわれといたしましては、この戦傷病者特別援護法の趣旨からいまして、できるだけ厚い援護をして差し上げるといふのが趣旨でございますので、できるだけそういう面で努力をいたしたいと考へております。ただ、何ぶんにも、従来この所管が運輸省にございまして、また、大蔵省の意向等もございませぬので、関係官庁の間の連絡を今後十分密にいたしまして、できるだけ御要望に沿ひ得るような線で努力をいたしたいと考へております。

○小沢(辰)委員 あまり深いはいいたしません。それからもう一つ、なかなか質問の機会がありませんので、この機会に伺つておきたいのですが、靖国神社の合祀の基準について伺いたいと思つて。靖国神社の合祀の基準はどういうふうなやり方をされておられるのか、どこで決定をされるのか、この点をまず最初に伺つておきたいと思つて。○鈴木政府委員 ただいま靖国神社は宗教法人法による宗教法人でございませぬので、一応宗教法人たる靖国神社の理事会で決定しておるようには承知いたしております。○小沢(辰)委員 そこで、どういう基準でやっておられるか、厚生省はおわ

かりになりませぬか。
○鈴木政府委員 宗教法人の管轄が文部省でございませぬので、直接私のほうで所管しておりませぬ。ちよつとここでその基準を承知してございませぬが、もちろん調べればわかると思つております。ちよつとここには資料を持ち合わせておりませぬ。
○小沢(辰)委員 私がなぜそれを言うかというところ、この改正点の要綱の二に、先ほど言った公務性の立証が困難な軍人軍属の遺族に対して、遺族一時金を十万円支給するという改正がある。たとえば、戦争で傷つきました、内地に送還をされる。陸軍病院でいろいろ手当を受けて、なおつてまた戦争に行つた。また負傷して帰つてきたけれども、ぐあいが悪いというので帰してもらつた。その人が別の病気でなつた。そこで、いろいろ公務扶助料の申請なりその他やるのですが、うまくいかない。いわゆる公務性の関連性というところについて、いろいろ医学的な疑義がある。いわゆる審査会で医師の診断——医師はやはりその死亡原因については、非常に直接的に、敵密に考へますから、その場合に、あるいはまた、いわゆる公務性の立証の困難な軍人遺族も一時金を十万円もらう。これを支給することも、もちろん援護の一つではありますけれども、同時に、戦傷したり、あるいは戦傷によつて何らかの理由でその後なくなつた方々の一番の関心事は、靖国神社に合祀されるかどうかということにあるわけです。これはむしろ事務当局よりは政務次官の御高配なりあるいはあれをいただかなければならぬと思つて、それが、そういう点について、なるほど

宗教法人だから宗教法人の理事会でいろいろありませぬ。けれども、この靖国神社の合祀の問題、これはやはり主管の厚生省でどういふ範囲のものを合祀して——援護はただ金をやることだけではない、もちろんものも大事ですが、遺族に対しては精神的な面も非常に大きな援護の一つであらうと思つて。そういうふうな意味で、いま援護局長はおわかりならぬようでございますが、靖国神社合祀につきましても、問題を真剣に考へていただいで、戦争で犠牲をこうむられた万般の人について、理論上どうしても金の面では援護ができない場合には、そういう精神的なめんども見えていくという改正を考へていくべきではなからうかと思つて。これについて、ひとつ政務次官から決意のほどを伺つておきたい。

○砂原政府委員 御指摘の問題は、われわれとしても遺族の気持ちはそのとおりだと思つております。したがつて、この問題については、厚生省自身としては、従来発言権がないわけでありませぬが、靖国神社のほうとも十分折衝をいたしまして、遺族の皆さまの御考へておられます。

○小沢(辰)委員 要綱第一の二項についてもう一つ伺つておきたいのですが、ここでは「公務性の立証が困難な」と書いてあります。「公務傷病に併発した」と書いてありますが、これはどういふように解釈したらよいのですか。
○八木説明員 今度の遺族一時金の範囲で併発病を取り上げましたのは、復員後短期間の死亡でございませぬかと、

つ戦争ではんとうになくなった人と稱
じように靖国神社合祀の処遇をして盃
を慰めてやろうというような措置をや
ることによって、私は一つは遺族の何
か満たされない気持ちを満たしていく
ことができるのではないかと思う。そ
ういう意味で合祀の基準というもの
についていろいろ伺ったわけなんです
が、これは宗教法人だから靖国神社の
理事会で決定すると言われますけれ
ども、厚生省のほうでこういう点につ
いてやはり相当配慮してやるべきじゃ
ないかというふうに私は思いますので、
この点は広い意味での遺族の立場に立
つてさらに検討をお願い申し上げてお
きます。

それともう一つは、最後に、戦傷病
者特別援護法の問題ですが、母子福祉
法でもあるいはその他の福祉立法には
相談員というものがある。この傷病軍
人の方々見ますと、傷病軍人のいろい
ろな法律の適用、あるいは当然恩給法
の問題に関連をする皆さんの所管以外
の点もあるわけですね。したがって、な
かなかしろうとがわかりにくい恩給法
とか、いろいろ援護法とかの内容、手
続について、その仲間の中で相談員と
いうようなものを厚生省なら厚生省が
これを委嘱して、そしてこの人たちの
相談に乗ってやるという中で、傷病軍
人なら傷病軍人の間で相談に乗ってや
るような、そしてそれが行政庁との連
絡なりあるいはいろいろなお世話をす
るということをやることが私非常に必
要だと思っております。そういう意味で、
この戦傷病者援護法の中に相談員とい
うものを私は置いてもraitたいという
考え方を持つ一人でございますが、こ
れについて厚生省の考えを、政務次官

もしあれでしたら局長でもいいです
が、せっかく、戦傷病者援護法の改正
をやる機会でございますので、この辺
のところのお考えをひとつ承っておき
たいと思います。

○錦村政府委員 ただいまお話しので
りました相談員の件であります、わ
れわれもぜひこれを置きたいというこ
とで本年度の予算に要求いたしましたので
ありますが、遺憾ながら予算措置がで
きなかったわけでありまして、したが
いまして、来年度予算にはぜひこれを
現した上で設置することにいたしたい
というふうに考えておるわけでありま
す。

○田口委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は公報をもってお知らせす
ることとし、これにて散会いたします。
午後零時二十二分散会、